

令和6年度「こどもの未来応援スポンサー制度」 市内企業によるこどものスポーツ支援について

【本制度の目的】

企業が夢を追う子ども達のチャレンジと一緒に応援することを目的とする。

【本制度の特徴】

細く長く支援をすることで子ども達の成長を見守る、企業の地域貢献活動、及び人材育成活動であること。

【対象企業】（趣旨に賛同する、次のすべてにあてはまる企業であること。）

- ① 夢を追う子ども達のチャレンジと一緒に応援していただける企業であること。
- ② 長期的に対象クラブチームと子ども達の成長を見守り、企業の地域貢献活動及び人材育成活動として、支援を継続していただける企業であること。
- ③ SDGs 17（パートナーシップで目標を達成しよう）に賛同していただける企業であること。
- ④ 協定書や契約書を交わさずに、対象クラブチームとの信用での支援をしていただける企業であること。
- ⑤ こどもの心を傷つける社会的に問題となる行為をしない企業であること。

【支援条件】

- ① 支援対象は市内で活動している小学生のクラブチームとします。
- ② クラブチームは、支援企業の名を傷つけることのないよう指導等最善の注意を払うこととします。
- ③ クラブチームは、必要に応じて種目協会（連盟）、上部団体（少年協会、少年委員会等）や相模原市スポーツ少年団種目常任委員から推薦書を受領しエントリーを行うものとします。
- ④ 経済的支援は1クラブ年間原則10万円程度とし、その他必要に応じ別途支援を可能とします。（支払いは毎年10月に1回）
- ⑤ 用途はこどもが直接的に支援を受けられる内容とし、原則年度末に支援企業に対して会計報告及び使用用途の領収証を提出してください。但し、クラブチームと支援企業が同意すれば時期を変更することができます。
- ⑥ WEB上でのエントリーシートを使った書類選考とし、企業側が主体的に支援対象クラブチームを選びます。
- ⑦ 企業がGoogleフォームで申込み後、特に問題がなければクラブから直接企業へ連絡し必要があれば直接面談を行う。企業が希望する場合はスポーツ協会も同席の面談を行うことも可能です。
- ⑧ 複数のクラブチームを支援することはできますが、クラブチームは、一つの企業からしか支援は受けられません。

【支援の継続及び解消】

- ① 協定書や契約書は交わしませんが、問題が生じた場合は双方（支援企業とクラブチーム）の協議により解決を図ることとします。
- ② 一度成立すると原則として双方の協議により解消を決定するまで継続して実施することとします。
- ③ 協議が成立しない場合は、どちらか一方の打切り申出によって支援関係は解消されることとします。

【その他】

- ・公益財団法人相模原市スポーツ協会は、相模原市スポーツ推進課と連携するとともに、クラブチームと支援企業の橋渡しを行います。
- ・相互の交流の例としては、試合への応援やクラブチームのレクリエーション行事への参加、企業への会社訪問や工場見学など双方向で顔が見える関係を想定しています。
- ・寄付控除の対象にはなりません、社会貢献事業として経費計上が可能です。